

(山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二十条 山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例施行規則(平成十一年山梨県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立富士ビクターセンターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士ビジターセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二十一条 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則(平成十一年山梨県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立リニア見学センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立リニア見学センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

(山梨県都市公園条例施行規則に関する経過措置)

2 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第五十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に同条例による改正後の山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)第十条に規定する都市公園の管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第一条の規定による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第六条及び第十一条並びに第十一号様式の規定の例による。

(山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

3 山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十七号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立青少年センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二条の規定による改正後の山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則第一条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

4 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十六号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立愛宕山こどもの国の管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第三条の規定による改正後の山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則第一条及び第一号様式の規定の例による。

(山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

5 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十八号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立県民の森保健休養施設の管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第四条の規定による改正後の山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

6 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十五号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立青い鳥福祉センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第五条の規定による改正後の山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

7 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四十一号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立梨の実寮の管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第六条の規定による改正後の山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

8 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十九号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立武田の杜保健休養林の管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第七条の規定による改正後の山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

(山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

9 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第十号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立県民文化ホールの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第八条の規定による改正後の山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例施行規則第一条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

10 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立総合福祉センターかえで荘の管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第九条の規定による改正後の山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

11 山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十二号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立あさひワークホームの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十条の規定による改正後の山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

12 この規則の施行の日前に知事に提出される山梨県立国際交流センターの宿泊施設の利用の許可の申請書であつて、その許可を申請する期間が平成十八年四月一日以降の期間に係るものについては、第十一条の規定による改正後の山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則(次項において「国際交流センター新規規則」という。)

第二条、第一号様式及び第二号様式の規定の例による。

13 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第十一号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立国際交流センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、国際交流センター新規規則第四条及び第四号様式の規定の例による。

(山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

14 山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四十六号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立郡内地域産業振興センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十二条の規定による改正後の山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

15 山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第五十二号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立まきば公園の管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十三条の規定による改正後の山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

16 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四十七号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立産業展示

交流館アイメッセ山梨の管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十四条の規定による改正後の山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

17 山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十三号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立聴覚障害者情報センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十五条の規定による改正後の山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

18 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四十九号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立フラワーセンターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十六条の規定による改正後の山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立防災安全センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

19 山梨県立防災安全センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第十七号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立防災安全センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十七条の規定による改正後の山梨県立防災安全センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

20 山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立介護実習普及センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十八条の規定による改正後の山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

21 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平

成十七年山梨県条例第四十四号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の第二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十九条の規定による改正後の山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理條例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

22 (山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理條例施行規則に關する経過措置)

(山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理條例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四十八号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士ビジターセンターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の第二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二十条の規定による改正後の山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理條例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

23 (山梨県立リニア見学センター設置及び管理條例施行規則に關する経過措置)

(山梨県立リニア見学センター設置及び管理條例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第五十七号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立リニア見学センターの管理に關し地方自治法第二百四十四条の第二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二十一条の規定による改正後の山梨県立リニア見学センター設置及び管理條例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県規則第三十号

破産法の施行に伴う関係規則の整理に關する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

破産法の施行に伴う関係規則の整理に關する規則

(山梨県特定郵便局舎整備資金貸付規則の一部改正)

第一条 山梨県特定郵便局舎整備資金貸付規則(昭和三十九年山梨県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五号様式中「簿記」を「簿記等」に改める。

(山梨県水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県水産業協同組合法施行細則(昭和四十四年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「破産」を「破産手続の開始」に改め、同条中「破産の請求の

」を「破産手続開始の申立」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成五年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「簿記」を「簿記等」に改める。

(知事の所管に屬する公益信託の引受けの許可及び監督に關する規則の一部改正)

第四条 知事の所管に屬する公益信託の引受けの許可及び監督に關する規則(平成八年山梨県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第五条 山梨県中小企業高度化資金貸付規則(平成十二年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

(建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律施行細則の一部改正)

第六条 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律施行細則(平成十四年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「簿記」を「簿記等」に改める。

(山梨県消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第七条 山梨県消費生活協同組合法施行細則(平成十五年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「の面積等概況表」を「その他直接保育又は教育の用に供する土地の面積、所在地及び整備状況の明細表」に、「校地の図面」を「その図面」に改め、同条

第五号中「校舎等」を「校舎その他直接保育又は教育の用に供する」に、「構造」を「及び構造」に改め、同条第六号中「(以下「校地校舎等」という。)の登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改め、同条第九号中「寄附行為並びに」を「寄附行為」に、「(設置者が個人である場合はその履歴書及び身分証明書)」を「並びに役員が私立学校法第三十八条第八項において準用する学校教育法第九条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改める。

第四条及び第五条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十条第二項を次のように改める。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

第十三条第一項中「第九条第六項」を「第九条第六項(準学校法人が学校法人になろうとする場合に限る。)」に、「の前年度の十月三十一日」を「又は設置している私立学校に課程を設置しようとする年度の前年度の八月三十一日」に改め、同条第二項を削る。

第十四条第二号中「名称等」を「(名称・位置・学則・経費の見積り及び維持方法)」に改め、同条第三号中「校舎等」を「校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物」に改める。

第十六条第一項第二号中「理事長」を「理事」に改める。

第二十二条中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第二号中「の面積等概況表」を「その他直接保育又は教育の用に供する土地の面積、所在地及び整備状況の明細表」に、「校地の図面」を「その図面」に、「等建物」を「その他直接保育又は教育の用に供する建物」に、「構造表」を「及び構造の明細表」に、「校舎等の登記簿謄本」を「校舎その他の直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の登記事項証明書」に、「証する書類」を「証する書類(上水道を使用する場合を除く。)」に、「寄附行為並びに」を「寄附行為、」に、「(設置者が個人である場合はその履歴書及び身分証明書)」を「並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に、「かかる」を「係る」に改める。

第三号中「第3号様式」を「第3号様式(第3条関係)」に、「の面積等概況表」を「その他直接保育又は教育の用に供する土地の面積、所在地及び整備状況の明細表」に、「平方メートル」を「㎡」に改める。

第四号中「第4号様式」を「第4号様式(第3条関係)」に、「等建物の面積、」を「その他直接保育又は教育の用に供する建物の面積及び」に、「校舎等建物の名称」を「建物の名称」に、「平方メートル」を「㎡」に改める。

第六号中「第6号様式」を「第6号様式(第4条関係)」に、「および同法施行

規則」を「及び学校教育法施行規則」に、「理事会」を「私立学校の廃止に係る理事会」に改める。

第七号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

旧設置者
住 所
氏 名
新設置者
住 所
氏 名

印

印

私立学校設置者変更認可申請書

学校（幼稚園）の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行規則第7条の6の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

	変 更 前	変 更 後
目 的		
名 称		
位 置		
経費の見積り及び維持方法		

2 変更の事由

3 変更の時期

添付書類

1 学則

2 教職員編成表

3 教員（助手を除く。）の履歴書及び教職の適格を証する書類

4 校地その他直接保育又は教育の用に供する土地の面積、所在地及び整備状況の明細表並びにその図面及びその周囲の環境を示す書類

5 校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物の面積及び構造の明細表並びにその配置図及び平面図

6 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の登記事項証明書その他のこれらの権利の所属を明らかにする書類

7 設備（校具及び教具）の明細表

8 新たに私立学校の設置者となる学校法人の寄附行為、役員の名簿及び履歴書並びに役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

9 経費の見積り及び維持方法

10 設置者変更後2年間の収支予算書

11 設置者変更に係るそれぞれの学校法人の理事会の決議録

